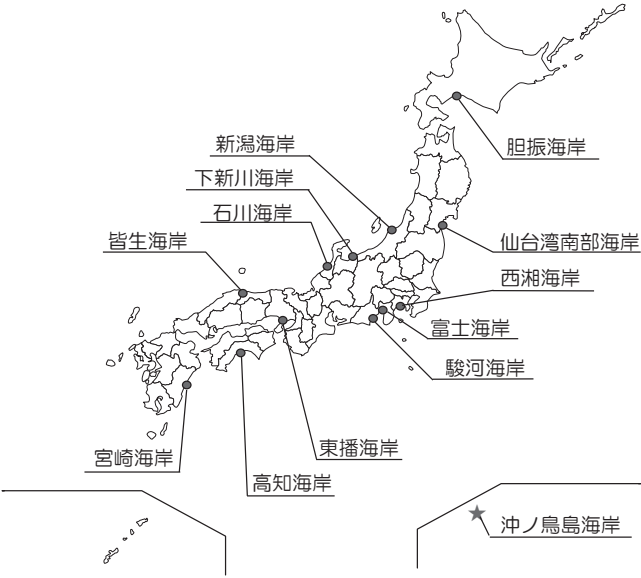


都道府県名	沿岸名	区 域		摘 要
		起 点	終 点	
愛 媛	伊 予 灘	佐 田 岬	鏑 掛 ノ 鼻	
愛 媛 香 川	燧 灘	鏑 掛 ノ 鼻	三 崎 (三 豊 市)	
福 岡	玄 界 灘	佐 賀 県 界	北 九 州 市 西 境 界	
福 岡 大 分	豊 前 豊 後	北 九 州 市 西 境 界	関 崎	
大 分	豊 後 水 道	西 関 崎	宮 崎 県 界	
宮 崎	日 向 灘	大 分 県 界	鹿 児 島 県 界	
鹿 児 島	大 隅	宮 崎 県 界	佐 多 岬	
鹿 児 島	鹿 児 島 湾	佐 多 岬	長 崎 鼻 (薩 摩 半 島)	
鹿 児 島	薩 摩	長 崎 鼻 (薩 摩 半 島)	大 崎 (長 島)	黒瀬戸においては黒之瀬戸大橋を境界とする。
鹿 児 島	薩 南 諸 島	-	-	硫黄島を除く。
熊 本 鹿 児 島	八 代 海	大 崎 (長 島)	小 松 崎 (天 草 下 島)	本渡瀬戸においては瀬戸大橋を境界とする。天草松島地域においては天草2号橋から天草4号橋及び合津港港湾区域西端を境界とする。三角港付近は三角港港湾区域北端を境界とする。
熊 本 佐 福 長	有 明 海	長 崎 鼻 (天 草 下 島)	瀬 詰 崎	本渡瀬戸においては瀬戸大橋を境界とする。天草松島地域においては天草2号橋から天草4号橋及び合津港港湾区域西端を境界とする。三角港付近は三角港港湾区域北端を境界とする。
熊 本	天 草 西	小 松 崎 (天 草 下 島)	長 崎 鼻 (天 草 下 島)	
長 崎	橘 湾	瀬 詰 崎	野 母 崎	
長 崎	西 彼 杵	野 母 崎	西 海 橋 (西 海 市 側)	
長 崎	大 村 湾	西 海 橋 (西 海 市 側)	西 海 橋 (佐 世 保 市 側)	
長 崎 佐 賀	松 浦	西 海 橋 (佐 世 保 市 側)	福 岡 県 界	
長 崎	五 島・老 岐・対 馬	-	-	
沖 縄	琉 球 諸 島	-	-	硫黄島を含む。

7-2 海岸事業の概要

直轄海岸位置図（国土交通省水管理・国土保全局）

- ：直轄海岸保全施設整備事業 12事業（海岸法第6条）
- ★：直轄海岸維持管理事業 1事業（海岸法第37条の2）



○海岸法第6条
以下に該当する場合において、海岸管理者に代わって海岸保全施設の新設、改良又は災害復旧に関する工事を実施することができる。
1 工事の規模が著しく大であるとき
2 工事が高度の技術を必要とするとき
3 工事が高度の機械力を使用して実施する必要があるとき
4 工事が都府県の区域の境界に係るとき

☆海岸法 第37条の2
国土保全上極めて重要であり、かつ、地理的条件及び社会的状況により都道府県知事が管理することが著しく困難又は不適当な海岸で政令で指定したものに係る海岸保全区域の管理は主務大臣が行うものとする。